○フィリピンの軍隊の構成員又は文民構成員による犯罪等の取扱いについて
（通達乙）

（令和８年６月24日　刑企発第208号）

（概要）

日本において、フィリピンの軍隊の構成員又は文民構成員による犯罪等が発生した場合の取扱いについて定めたものである。